

## 第56回福岡市個人情報保護審議会議事録

日 時	平成28年11月30日（水） 10:00～12:00
場 所	福岡市役所15階 1503会議室
出席者	<p><b>委員</b>（五十音順，敬称略）</p> <p>五十川 直行          撫尾 桂子          永星 浩一          楠下 広師          田代 昭彦          馬場 明子          村上 裕章（会長）</p> <p><b>事務担当課</b></p> <p>消防局警防部情報管理課          情報管理課長 牧田 哲治          管理係長 山脇 弘志          主査 桑山 雅行          係員 深堀 真一郎          管理係員 本尾 弘道</p> <p>保健福祉局総務部保護課          業務指導係長 中牟田 良博          業務指導係員 村上 正信</p> <p><b>事務局</b></p> <p>総務企画局行政部情報公開室          情報公開室長 中村 裕          個人情報保護係長 吉谷 圭          個人情報保護係員 曾我 まどか</p>
議 題	<p>1 平成27年度個人情報保護制度の運用状況について</p> <p>2 消防通信指令業務の共同運用にかかる電子計算機結合について（諮問）</p> <p>3 身元不明の被保護者及び要保護者の情報の提供について（諮問）</p>

### 開 会

（会長） 第56回福岡市個人情報保護審議会を開催する。本日は委員4名が欠席だが，条例第59条で定める過半数の出席を満たしていることから，審議会は成立している。また，本審議会は公開であり，議事録も公開されることになる。

### 議題1 平成27年度個人情報保護制度の運用状況について

（事務局） 資料に沿って説明。

（委員） 個人情報の開示請求があった際，個人情報の漏えいを防止するため，どのような対策をとっているのか。

（事務局） 開示請求においては，写しの交付を希望する方が多く，その際は担当課が写しを作成し，情報公開室に持ち込む。

窓口での交付希望であれば，情報公開室が本人確認を行った上で，その写しを渡している。

郵送での交付希望であれば，郵便局員が本人確認を行う本人限定受取郵便の方法

を用いて、その写しを送付している。

(委員) 写しについて、ビデオカセットテープ等、現在では写しの作成が難しいものがあるが、どのように運用しているのか。

(事務局) 本市が対応機器を所有している場合は開示請求に対応するが、所有していない場合は開示できないこととなると思われる。

(委員) 個人情報の漏えい事故については、ネット流出が個人情報を最も広範囲に漏えいすることになると思うが、メールアドレスを誤って送信した事案は、ネット流出の3件に含まれるのか。

(事務局) 含まれない。ネット流出に含まれるものは、個人情報を誤ってホームページに掲載した事案等である。市の職員が掲載した事案については、上司によるダブルチェックが不十分であったことから、今後も所属長や職員への研修等を繰り返し実施していくことで、事故防止を図っていく。

(委員) 市の職員が個人情報をホームページに掲載したのか。

(事務局) 市の職員が掲載した事案と委託業者が掲載した事案がある。

(委員) 事故の状況によっては、公表することも再発防止策になると思うので、取り組んでほしい。

(委員) 福岡市地域包括ケア情報プラットフォームにおける実証実験とはどのようなものか。

(事務局) 将来的には全市的に実施することを目指しているが、実証実験は範囲を限定して実施するものである。期間としては、今年度末までを予定していると聞いている。

## 議題2 消防通信指令業務の共同運用にかかる電子計算機結合について（諮問）

(事務担当課) 資料に沿って説明。

(委員) 各消防本部は、本市消防本部のデータにアクセスできるようになるのか。

(事務担当課) 各消防本部は、各消防本部のデータにのみアクセスでき、消防や救急活動終了後の活動報告書を作成する際に、必要な情報にアクセスすることになる。

(委員) 他自治体の共同運用において、発生したデメリットは何か。

(事務担当課) 各自治体の負担割合など、共同運用を開始するまでの課題は把握しているが、共同運用開始後の課題は把握していない。

(委員) 平成17年に消防庁次長が発出した文書について、消防救急無線の広域化・共同化と、今回の消防指令業務の共同運用は異なるのか。

(事務担当課) 異なるものである。

消防救急無線については2種類に大別できるが、一つは各市町村だけで使用できるチャンネルを使った無線、もう一つは災害が広域化した場合などに使用する共通のチャンネルを使う無線である。本文書は共通のチャンネルに係るものであり、福岡県においては県が整備に取り組み、今年6月の消防救急無線のデジタル化開始により、整備が終了している。

今回の消防指令業務は、このデジタル化により構築された無線を使って共同運用を行うものである。

(委員) 市民のメールアドレスの収集、災害時要援護者情報の収集についても教えてほしい。

(事務担当課) 市民のメールアドレスは、火災等が発生した際に、登録者に対しその状況をメールによって知らせるために収集するものである。

災害時要援護者情報は、提供について同意を得られた各消防本部より提供を受け、所在地等をシステムに取り込み、災害発生時の救助活動等に活用するものである。

(委員) 共同運用において取り扱う個人情報について、どの業務においてどのような個人情報を取り扱うのか等、業務の全体像を教えてほしい。

- (事務担当課) 全体像を図にした資料を配付する。－資料配付，説明－  
(委員) 収集する個人情報の中には，通報時の録音も含まれるのか。  
(事務担当課) 含まれる。  
(委員) 電子計算組織はインターネットに接続しているのか。  
(事務担当課) 今回の電子計算組織とは，消防指令管制情報システムを指し，福岡市と各消防本部は専用回線で接続するが，市民へのメールによる情報提供及びホームページに関する部分のみがインターネットに接続している。  
(委員) 県内に医療機関との情報連携に取り組んでいる消防本部もあるということを伺っている。市民の安全安心を守るという観点から大切な取り組みだと考えるが，本件と重なる部分もあるのではないか。  
(事務担当課) 医療機関とのシステム構築については，全国的に取り組んでいるところであり，本市においても課題であると認識しているが，医療機関も多く，進めることが難しい状況でもある。现阶段では，本件と医療機関とのシステム構築は切り離して考えている。

#### 事務担当課退出

- (会長) 提案のような取り扱いをすることについて，異議はないか。  
(委員) 異議なし。  
(会長) それでは，提案のとおり取り扱いを認めることとする。なお，個人情報の保護の観点に留意し，遺漏なきよう運用することを要望する。

#### 議題3 身元不明の被保護者及び要保護者の情報の提供について（諮問）

- (事務担当課) 資料に沿って説明。  
(委員) 最近では，警察が市に対して情報提供を求めることもよくある。また地域においては，入院が必要な方について身元引受人になる方がいない場合などがあり，情報提供を求めたい場合もある。  
(委員) 認知症の判断は，誰が行っているのか。  
(事務担当課) 医療機関が行っている。  
(委員) 本件の場合，市長が成年後見制度の申し立てを行うことはできないか。  
(事務担当課) 本件の場合は戸籍がわからず，申し立てのための必要書類を揃えることが困難な状況となっている。期間としても6か月程度要するため，申し立ての前に警察へ情報提供し，身元を確認したいと考えている。  
(委員) 即応性の観点から，警察への情報提供は有効な手段だと思うが，長期化するようなことがあれば，成年後見制度も活用してほしい。  
(委員) 身元を明かしたくないといったような本人の意思がある場合も考えると，警察への情報提供だけでなく，様々な対応を考えておくべきだと思う。  
(事務担当課) 身元が判明した場合に，被保護者を引き受けたくないということも考えられるが，被保護者を捜索していたというケースがあり得ることを考えると，情報提供すべきとの判断に至ったところである。

#### 事務担当課退出

- (会長) 提案のような取り扱いをすることについて，異議はないか。  
(委員) 異議なし。  
(会長) それでは，提案のとおり取り扱いを認めることとする。なお，個人情報の保護の観点に留意し，遺漏なきよう運用することを要望する。

#### 議事終了 閉会